



特 18
門 5
號 459
卷 18

消
福
永

重修真書太閤記二編卷之二十二

同
政
會
印

山路彈正神戸を降す事

并神戸藏人織田家へ屬する事

山路彈正盛國勇剛の侍あり堅固な籠城せしか
ども木下藤吉郎が説破らんと心中の迷雲忽ちそれ
眞實織田家へ降参して本領を安堵せむやとありし
かつ神戸藏人とも同様な降参させ信長の公達を
以て神戸の養子とふさんと成請けけるは織田殿
まをやくり御免あまはけしは彈正大は悦び神戸と
對談せんぬめ高岡の城をば木下は預け五六騎乃

大同二年編卷之二十二

大井言二編末之二二二
供むるにありて神戸の城も趣きられバ藏人具盛大
に驚き信長大軍きて圍む由を聞かざりも
此方より織田家の軍勢遠巻きてあれバ救ふ方便
ありて如何あれバかく入来りしやと
尋ぬるを彈正聞りあえは其の事よ織田殿の軍
ぶりむりし事かそり但國家長久百姓安堵乃理
と先と非道人を殺し勇氣のいと主とをばり
始終を語て次は神戸の養子織田殿の子息を
申請川約束を具し物語和睦すべき由を勧め
かバ具盛大と聞熟思案を廻らば山路が中
処誠り國のよめ民のよめ兵士の亡命を救ひ子孫

の繁昌を求むべき頼あれどいそろく処相違あるバ
おもひの外乃仕合とのあふし實は信長の一子と某
が婿り送りて互と相違あるまどきりといハ彈正
ともあろかや數萬の兵士を率ひ何ごと乃恐ろしそ
偽とば云べき哉關神戸織田乃家筋も同じ越前守
資盛の子孫なり子孫あ互の志の厚薄といも免
祖先より見れば正した血脈乃末にかたしこの疑ふ
べきことかハ何程防戦の力を盡し共寄手ハ次第ハ
勢かさめハ荒手を入替く長陣とてこれん味方ハ
日く士卒を損ド二度増べき便あり織田方より
望くく婿りせんと云を幸とて迎えらふべし此

大井言二編末之二二二
二

方より迎へて人質とも思へられはるや一昧同心
ありていとこれ具盛いりもその意は従ふべ
きれども彼陣中へ推参せんもいづれと申せば山路
聞えその事は機遣ひあるべし信長必別使を以て
招かざるべしその時ふ御出ありて面會ありて其
まづ貴邊同意のようぞ織田殿の許より申す
山路も高岡へ歸り木下は對面し神戸具盛得心乃
趣を答りければ藤吉郎もまづ神速な事とのひ
と全く御主のそととまきといふべし然らば某と同道
して織田殿ふそめての見参をなすべし
上より直ぐ神戸のことをも申すなりし一入首尾

全く人の所領を侵し奪へんとその義ありは但民
百姓乃賦役より疲れ老弱を飢渴と苦し幼稚を生育
の術を失ふと哀れし國主城主乃政道と正しく
貢税租調の定を平均し天下太平四海静謐一統の
代とあるとんは庶幾あり故あり其方を當國無雙
の勇士なり先祖を思へば正しく兄弟なりかくれ
如く疎かるべし只今家督の子息なき由を傳へ
聞えしは我子を参らざるべし然らんまはあつて
平氏とのひ累代の祖もも心安く思ひるふ今
よそのち心を置きてありてふより具盛心は
うち大に歡び初見参の式ありてはあはれ

兼くあめひしと引くく懇ありくかば初く心
 落居かあはりしやける様弓箭取身の習るをよ
 御敵と罷成ひひ山路ぐや旨ふあり参上仕
 処遠き祖先乃因を思召出さる寛宥の御沙汰を
 蒙るれなむ御一家りめ加えられんとの
 御義あとも再生の御恩と奉存いそれ又付一族遠類
 残りあくく御味方よ参上仕様や談し
 言上をかば織田殿満足よ思召陣中なが
 様くめてあひし神戸も山路も加様
 あは早く降参まぐけるのそと後悔し
 けるも理あり扱神戸ハ我一族る峯國府鹿伏兔

等と最初降参させ

新三位中将資盛十代關四郎盛政の長子盛澄
 神戸小住次男盛門國府住三男盛重龜山
 住四男盛宗鹿伏兔住五男政實峯住次
 つれも尊氏將軍屬と本領と安堵と

其の外あり侍中と呼むる志きり織田殿の
 本意を語り聞きけるあつたも神速も同心
 打連く信長の陣處へ参向し帷幕の下小伺候して
 指揮を受んと望けり兵を動かして勢北大き
 旗下とありしと偏山路神戸か手柄ありして信長
 喜悅斜かに龜山の關安藝守盛信ハ神戸藏人大夫

盛澄の長女の夫あれハ具盛とハ日けて親一き聞が
あより盛信江州日野の蒲生下野守定秀と領知の隣
ると以て自然と睦しく語らひ終り六角承禎の誘ふ
従ひ三好とも疎あはれ

流布本ノ關を蒲生の婿たる由と一誤あり具盛の
妻ハ定秀の女にして盛信の妻も具盛の姪あること
系圖ニ見へたり

然る故り具盛種々勸めかとも盛信更ニ聞入
具盛言の漏んと恐と織田殿ニ言上しけし然る
軍勢を倍し責べきかとあし時木下りやく關も
との川と軍門下する時節いべられハそのゆふさし置

たれより安濃郡と平らげゆべと勸め奉りかハ
然るべしとこ此度降参の國人と先鋒として三千餘人
安濃津さして押寄るなりその道ニ細野の城とのあり
あしハ長野一家ニ細野九郎右衛門とのふ者の城あり爰ハ
兼て織田乃軍勢三千餘騎にて押寄せ遠巻し居り
けるが木下らせ來りて城中へ使と立籠城すに詮あり
早く織田殿と一味同心して天下静謐とそらるるべしと遣
しこれとも九郎右衛門更にあれを承引を以刺使者を散
又言かへしこれハ秀吉のやく左様乃めりハ隙取て何れせん
早く安濃津を攻めやとそらめより向ひし勢ハ木下が
勢を加えし一手とぬし唯一時攻り攻落さへし勢と

示一態と猶豫してゐるけし抑此長野といふをむろ
鎌倉右大将頼朝卿一暱近き一ユ藤左衛門祐經の後胤
あり元弘の比祐經八代の孫ユ藤二郎左衛門高景勢
州安濃郡の地頭職を賜り當國下向一長野城小
住を一ニ入るる長野と稱しけり

今按り勢州ユ藤一ニ流あり一流を大和守祐時の
後胤とくく所謂高景の祖あり一流を薩摩守祐長
の子孫とくく安濃郡長野城主長野の智永寺と墓あり
但祐經朝明郡富田六ヶ郷の地頭職を賜り一由伊勢
風土記に見ゆ然れハ嫡子あるが故一祐時とくくを傳へ
領しゆるゑん又長野ハ延應元年祐長の拜領を

新恩の地と智永寺一傳ふれば是れ疑ふべし
分限もあり氏族も賤し一か一の家子郎黨多けしハ弓箭
取一當國一並びあるとける北畠殿の國司たりしより
いつら國人その指揮一従ふとハありし一然るハ應仁の亂
よりして此國司の威勢をさぶる強大なり一ハバ神戸
長野の如きもいつら一か國司一縁をとりし一因と結び其の
親屬ならんしを願ふされバ今の長野次郎具藤といふハ
國司大納言具教の次男ありけると長野源次郎藤定養子
として家督となしければその性質柔弱ありて弓馬の
道一疎りし一は長野一家をいづれめその旗下乃諸侍
つづむるハ其の具藤一思ひ付ば心く一と世を經けるハ此度

織田殿大軍あり勢州へ切入るひ城へ軍勢とさし向
四方の通路を取切らば攻むひらるる北伊勢の城持ども
大形あびさるひけし彌大軍あり今ハたつ細野と
阿濃津の城むらとあふを寄手数萬餘騎とて打ちひく
あがつてつゞ軍とバなごころり木下山路とよび寄
謀といひあつめられ山路承り安濃郡とけし出
去ぬ

細野も小舟乃二藤大和守光房の二男伊豆守
藤光とどめく細野り住し伊豆守と稱は藤光
乃長子雅樂頭藤清その子九郎右衛門藤元と
ふ

關長野兩家降參の事

并織田殿勢北と鎮め歸陣乃事

山路彈正と木下の密謀と承り安濃郡に至り彼是
と諸侍の心を同ふつづれも長野次郎が性質の怯弱
ありて弓馬乃家り堪はる事と悶る由に聞出しそれ
より細野の弟は分部左京亮政壽とハ久しに懇意あり
とあはしを思出しその家に至り對面してやけるハ信長
尾張美濃兩國の軍兵と率して當國に打入るは威
強大あれども決して暴逆亂妨とあはれ民を憐れ
衆を愛し天道を恐れ人理を盡し兵を用ゆると鬼神の
如くその變化を知とあつては其の上は民從ひ人あびく

を以てたてては是を敵として戦を挑むとも勝べき道と
知れ我等ももれめハ寄手を引受て討死と覺悟と
かども國家を靜謐あつて百姓と安堵させその耕耘
を專よあさむる旨を説きよより只一人討死
して民安きだも猶あはべし然るをいそんや我も安く民も
安かゝるめんとのふ詞を背く路ありれば遂に一味同心
してひひしそち信長のさう疎意なく剩信長の
三男を神戸が養子とハあつてゆ依るあめあは長野乃
家も藤原氏ありし國司具教卿の子息を養つて
家督とあせしとつれあはユ藤の血脈ぞと絶るんハ
織田殿の子供と申請る家督とせば今あつて亡びん

とぞも國司小親まんよりそとのり勝るべし其の意を
熟く味ひなふく細野どのも能やなふる細野どの
同心いそく速は事調あつてこの事調も國司此家
亡ぶとも長野の家も長久あるべし形りも又此理
を聞けけあつて家亡び子孫あがく断絶を思ふ
る國司の政道正しかねば天道悪く人民離れ
そむきたるを思ひ付て後悔あつてあめあつていそ
とく左京亮實も断あり美濃を信長乃手安く
平均あつていそも齊藤家の民と入り厭ふ
機發を見り民を弔ひ罪を伐れつとびつたり然らば
國人のあめひそあれし國司の味方して討死せとも

誰のハよりと褒る人あはれづきや某は於て御邊と
 同意あり兄よて九郎右衛門尉より談ひその内
 寄手の衆よきにやさせぬとやにぞ彈正仕濟
 たりと急ぎ立歸りて木下よ云くと語る木下手を
 拍く大り喜び御邊を北伊勢の謀主ありとかめて
 人の云ひもがごとくして然ありたりと云く分部が返事を
 待居たりける分部左京亮ハおあどく兄よりける川北
 内匠助よまづ此事を語りて川北一議も及むは
 同心をいかに打つれり細野よのり山路が語りて様を
 落めあく告ぐるの事如何とせぬそんやといは
 細野もやがて一味しけを今ハそんや心安しされども長野

一族一同よかたりとやとおめひ雲林院家所草生
 乙部中尾の面よ觸けるおいづれも分部川北細野
 あどろさ様よいそんとりて詮かと思ひかは
 子細あく同心してやゆ
 雲林院出羽守藤重ハ細野九郎右衛門の叔父あり家所
 三河守ハ安濃郡家所城主草生式部少輔ハ安濃郡
 草生の城主乙部兵庫頭ハ安濃郡乙部城主源三位
 頼政乃後あり中尾内藏助ハ安濃津の住人あり
 分部川北この上ハ信長ハ參向し事を計るべしとて
 まづ山路がめと案内しけし山路木下よかると
 告げるあり木下よとやうな分部川北とよび寄て

對面しあつて天は從ひ民と争ふんとおもひ立と
當方と一味合体のあり神妙く就中所望の意趣あり
尤ありとやく言上して追々吉左右へべしとて分部
川北とあつてめてなりけしふ兩人大よらあび木下の
陣所み滞留し織田殿の御旨と伺えんと云りより
木下高岡の本陣に参り披露しけしは即二人を御前
ふめし山に對面ありのち分部川北言上しけるを
長野が家とやハ工藤左衛門尉祐經の後まで安濃奄藝
兩郡の地頭職を尊氏將軍より拜領してその手の軍兵
五千餘人といふ北畠殿と地を争ひ戦ふと數代を
經る源二郎左衛門尉藤定が時より國司源中納言

具教卿と中直と彼次男を請るる家と繼そ
あれ今の次郎具藤之件の次郎工藤の後胤とあれは
一族の間も快からぬあれ長野の家絶ざらん様を御計ひ
ひそく政壽等より取謀りて彼一族郎從等皆と
御味方と参らぬべしと我りける信長顔色を和らげ
所望の趣尤神妙あり乍去神戸を具盛存生あれは
幼稚も苦しかりし長野ハ次郎を押しける一族を
和親し二郡乃侍どもを進退せん少年よそ叶ふは
我弟を以て相續せしめば然るべしと宣ひては
分部川北兩人平伏してあつて御意の御懇切あを
長野の家の幸福何事うこれと過ひせん御旨を以て

一族どもへ御迎へ奉り上仕る由御答りせしむ
織田殿聞召さるる汝等より面會させんとく舎弟三十郎
信包を呼出し二人は引合せり

三十郎信包は武藏守信行の弟源五郎信益の兄也

廿四五歳と知へ

分部川北謹が拜謁しあれぞ實は我等の主君と見えし

ゆきとく喜悅の色おのてよあれ急ぎ安濃郡へ引返

早く一族郎従を驅催し直に御左右り登ると言上

二人馬を走らせり細野が許しつり高岡よその首尾を

語りけり

高岡より白子上野と經り安濃津細野より今道五里

半あり

長野次郎八元よりさる柔弱の性ありしが城をたかり

かみ父の國司の許へ落し行斯るのちハ憚るべたあも

無れハ信包を迎へ主君とあり長野三十郎と稱しけるが

臆り上野介は任じ長野の家如斯平均しれハ北伊勢

大形成ぞて今ハ八田の楠と龜山の關むらと籠城し

降參せりけり木下さらばさづ關を落さべしとく

蜂須賀梶田等ハ謀を告り龜山の寄手の許へ遣は

り但此城を尾州勢三千許りて遠巻りて居るあり

けるが木下組の荒手を加へ彌猛威を示し只今

責落さんぞ勢をあしけり關安藝守ハ一族は引合れ

一城は楯籠り勇氣を示し寄る軍を待居りし
江州の六角承禎と親しく互に急を救ふべしと約束せ
るを頼りて有けるふ六角もつら織田と縁を
結び今度もそごふ加勢として大勢を木地鮎川
山女原あつり迄出陣せし由堺目より注進せしかば
安藝守よほも不審はあひあから織田家の軍勢
ハ日く夜くふ荒手加ふるを見つて篝火の數をひゆき
ども味方大形織田家より降参しそれのなつて
安濃の郡の長野も今も信長の弟を養ふ家と嗣
をいと聞バ安濃奄藝の兩郡乃甲乙人すべて織田家ふ
なびき川べし然あつんよハ助あつ此城は籠りと運と

開きがごとく如何をもせんとおのひは櫓のほりし
見らるる勢は鈴鹿の山乃嶺越人多くの旗さじりの木の
間くまひらめりあびきつれそ見たりたるあは
あそ江州勢の寄るわろ免と推量られし影盛信
今もあつるかひ一先信長は從つそのち謀もあるべし
とおのひ定めたるは降参の便宜を求めける処山路
彈正の使來て一族縁者も信長は從つて本領を安堵
しめるふ御邊一人誰かめふその城は籠りて自滅を招
くはあつめり志を改めし此使と共に出城あるべしと
中をしか盛信もつらふ船得し心地して大に悦び
山路を許し降参御免あるやうに取あし頼入旨と

中越より一か巴山路木下ニ就く言上しけるり織田
殿もトめより左もあるらんと思召りし事なるは子細
あしとぞ仰せ出されたるより威信高岡の御陣に参上
御禮申けるり首尾よく御前とゆるされしあり
蜂須賀梶田のさうまも山く峰くの奇兵もとのづら
止まらりかゝの如く勢北一圓ニ織田家ニ降参し
一味合体あけるり八田の城のさうまもせしむせず
驚きこも体もたゞ堅固小籠城をしと木下のさうま
方便しかゝと楠一向さうま入に國司の命たきさうまハ
開城さうま由り切らるるび見むきもせし信長
大ニ怒りその義あは大軍を以て責潰せとありし

かども木下諫めしけるり此度勢北の諸家あり
道理を説く同心させしるり一人とも残あはるるを
しふ楠一人降参せしむるひあれを責殺したらんを
その智乃楠は劣りし故と知きて世の物笑となりぬ
捨置せらるる共彼一人も何程れ事を仕出さるる
國司の落去次第もて遂に降参仕はべし扱はるる是
より南伊勢を平げんと思召るる大國一旦あハ
治めがさるる依りし一か巴御歸國ありて然る
と勸め奉りしか巴信長も尤ありと思召るるふよ
やがて陣拂ありて瀧川左近を勢州總奉行とたはし
衆名貞弁両郡を治め蟹江の城に住し長島を押へ

織田掃部助と安濃津の城代とありて勢南と鎮せめ
三十郎信包を長野の城に置三月中旬岐阜御馬と
入られり

重修真書太閤記二編卷之二十二終

重修真書太閤記二編卷之二十三

三好長慶權勢乃事

并松永彈正三好義長毒殺の事

附天象室町殿襲事

足利尊氏卿曆應元年征夷大將軍に補せられ給ひ
よりあつて永祿乃今に至るまで代々十二三を
餘一年ハ二百廿を加ふと云とも天下統一統靜謐
ありてハ三代將軍北山殿鹿苑院義満公の御代に
末のころて其他も諸國に争亂絶ると形一就中
八代將軍東山殿慈照院義政公の御代に及ぶ管領
四職の英雄互り威を擅りて武命を恐るる朝憲を

忽ち我意に募り私暱を専らせし程に應仁元年
夏五月管領細川勝元と四職の山名持豊入道宗全と
矛楯し洛中東西に陣をとり合戦し及ぶ是を應仁
の大亂と云文明五年三月山名宗全西陣に物故し
同五月細川勝元東陣に指館に對陣七年のち朝廷の
禮儀柳營の作法をてく荒廢する如之兩將一味
同心の大小名國々を割據して合戦片時も止時なく
天下麻の如く亂れ七道路塞がる強弱を兼剛柔を并
とつどもさびが將軍を奪とあそび又管領を私する
ともかあそびを面々負負を主として自天下の權を
弄ぶ然るに近年細川家臣に阿波國の三好修理大夫

長慶といふれ武威天下りある陪臣ありて公方家
近侍に勢をてよ五畿内をかまけ主人細川をあれも
おきか如く利長慶將軍家御相伴衆に經上り天下の
政道を執行ひく自然と權威をとり我意を恣に
あし公方家を輕蔑し終る將軍家と兵を構ふも
つる

三好修理大夫長慶の先祖は清和天皇十代小笠原
長經乃一男阿波守長房文永四年阿州三好領主
右馬頭盛隆を退治しつる恩賞に三好庄の地頭職
を賜りしが子孫相續で當庄を領し三好を以て
氏とあり長慶の父は筑前守元長といふ長慶大永

二年壬午ふ生きた天文十年廿歳ありて泉州境の
留主職とありしより次第にあり昇り同十八年三月
一族宗三入道と中違ひけるを主北細川晴元
宗三を勲負せしめて長慶大に怒りて故乃管領
高國の子細川次郎氏綱を主として晴元を攻晴元
主従十一人ありて丹波へ落行られ八宗三を江口の
ろとりて殺したりこの時前將軍義晴若君新將軍
義輝共ふ都を落させりひくれバ長慶入洛して萬事
を執行ひ同廿年三月都に將軍ありて備さぬ共長慶り
沙汰として洛中の地子錢をゆるし偏に將軍の如し
そのうち三好と和議とのひ同廿一年正月廿八日

將軍家義輝上洛すはけは晴元ハ落髮して
出奔し氏綱ハ管領とありつれども三好ハ威勢を
管領ふ超るるに
足利譜代の大名高家多しといども或る威權あり又ハ
勢力不足し將軍家を援ひ奉るるとありは威勢
あるりのハ自國の合戦り際ありて馳上るとかあるは
おれを時として三好ハ將軍を追落し奉り阿波の御所
義維を將軍あり奉らんとん
惠林院將軍家義植都を落りひてのち阿州撫養ふ
やうはこれバやぐく阿波御所とりて之然るは法住院
將軍家義澄の御子義晴義維とてありはを何れ

惠林院殿の猶子とありてひ義晴ハ京の將軍と奉り
 奉り義維ハ阿州の御所ニ居ての御所をわたり
 その勢こそぞ強大なりて將軍管領防ぎ兼せむひ
 天文十八年六月廿八日義晴江州穴太へ落させむひそのち
 長慶京都に入て大小事とふそのちをひかるとけふその比
 ち三好家より松永彈正久秀とのあり俗姓ハ西岡の
 土民ありて武藝とてその諸國を廻り三好家と仕へ
 たりとめハ小卒ありたるが武勇智謀かよく度々の
 功を累ね終て一方の將とありける長慶取立て
 我家の執事とありたるをけり
 松永彈正忠久秀ハ永正七年庚午大和國宇多郡

松山と云処ニ生きたると云父を日向守統久とて
 北畠家の侍ありとかや享祿二年十月十日三好
 長慶ふ仕と云時ニ長慶八歳久秀廿歳之
 然るに次第に立身してついで和州の守護代となり多門
 の城に住しそのちハ公儀の政道をも口入するありあり
 ゆけは持ち勢の盛あるを推量あり然るに義晴
 穴太の山中には御歸洛の計義を廻らせむひ
 ありとて御病惱發しける故とて御沙汰を
 止められたるが次第ふ御惱重らむひ天文十九年
 五月四日穴太の山中より薨りぬ
 前征夷大將軍大納言兼右近衛大將源義晴江州

志賀郡穴太りて薨^せ御壽四十法名八万松院殿擘山
 道照と申^り同月七日左大臣從一位を贈らせ^り此日
 東山慈照寺に遷^り奉^り廿一日ふ御葬禮あり
 御遺言あり御尊骸を洛陽東山慈照寺へ送り参らせ
 御葬禮を營^りてのち新將軍義藤卿家督^は御歸京の
 事を計^りるもども三好が威勢盛んみ^て容易く征伐
 あ^らが^けけ^らば^らづ^に比叡^にま^り御動座あり
 同月十一日佐々木定頼と^りび子息義賢細川晴元等の
 勸^めよりて穴太より比叡^に寶泉寺に移^らる^りと
 將軍家譜よ見^えたる^り
 その^ち畿内靜謐の^ち三好と和睦の義を仰出され

や^らる^り長慶これを悦び御請^り上^りに^より天文廿年
 正月將軍歸洛す^るは^らぬ
 武衛陣の御所あり今の京より春日乃北室町に
 通り大門丁中御門の南要安丁烏丸通りか^らぬ町
 より彦根の屋鋪の^ちあり^て
 長慶を攝州より下向^りて都より松永彈正少弼久秀と
 置^き守護と^しあ^らか^ば洛中^にま^り安堵の思ひ残
 ら^ぬ管領より細川氏綱と^りあ^られ^り右京大夫に任^じ
 ら^れは^らぬ
 將軍義藤卿後より義輝と改名あり天文廿年ハ
 十六歳あり細川晴元ハ三十八歳長慶を三十歳松永

久秀ハ四十二歳

然ふり前管領細川晴元ハ隱遁の体よて江州堅田より
蟄居してありけり内中音やあるもやん御免を蒙りて
上洛を長慶傳へ聞くと大に怒り天文廿二年八月
河内勢二萬餘騎を引率して攻上をけるより晴元入道
將軍と守護一丹波をさして落みたり

天文廿二年七月廿八日晴元御免あり然るは長慶上洛

八月一日ありその間をづらふ四日晴元何事を謀りや

知由あり

されども長慶將軍を恨み奉ふあつたつた晴元を
憤るれどもあつたつた還御を勸め奉りけるより同月十三日

終に上洛すはるる長慶晴元入道と攝州芥川

の城よあつたつて置かば細川の威權をわたり大に

哀へしあつたつた廿三年二月廿二日御名字を義輝や

改めあつたつた萬事長慶に任を給ひりわたり長慶ハ在國

して京都の事まへて松永に執行をせたりさる初とよ

松永を將軍賞翫のあつたり時くめしつたつた御懇の

仰をかうむると度くあつたつた久秀は身は卑賤

たることを忘れかゝる折は將軍と三好と互に中あつたつた

奉りあつたつた長慶怒り將軍を謀る將軍憤らるる

長慶を誅せられんことを企てらるる二川の間を出入り

左あつたつた時ハ我その中よ立ち大事をなすと思案

してこれハ事よふれ三好下知とのひ川、將軍家は無禮
 とつて細川一家をばはんと同隸の如く侮り輕くえ
 しかども將軍を思食る昔ありて棄置せむひけるよ
 晴元入道よのよを聞くと以の外は立腹し三好とのひども
 細川被管の侍ありそれが近比出頭するも過分と
 ありてよその家人たる松永めろ公方をあつてらあ
 我等が一門を侮ると奇怪ありてこれ戒めざん天下
 終は有り亂れ君臣の道長く絶ぬをうとて將軍を
 勧め松永を誅せむべき由とて永祿元年九月軍勢を
 催促し將軍山の城入り入らむをひやれバ松永彈正
 時おれまゝと悦びその身大軍を帥ひて白川表ふ

打ち出戦といひけるよ晴元入道の軍敗北して東山ふ
 逃上りけるを松永手重責とせられバ將軍も無念と思召
 ありて詮方ありてあはれけり處へ長慶上洛して松永を
 退けさせ將軍へ使者を奉り長慶更は公儀を輕ん
 奉るといひ松永を所為全以て不當といふや戒め
 沙汰仕るへ但御所様輕忽のゆゑども勧め奉るよを
 聞食入らばやむもそれバ軍を集め干戈を動かさむらぬ
 との御結構征夷大將軍の御職掌は似合しかる四海の
 動亂を鎮め天下安泰の御計を廻らさるべき御身より
 あつてのよをよとて御勘弁あらむとて依りて
 御近習の面々のうちよとて今度此張本人御追放然ふ

大月記二編卷之三十三

ふくむ左もいそぐ洛中畿内静謐仕ひべーその上まで長慶
不肖よいども御前を仕り七道のそとく迄切平げ申べしと
言上しつるを我將軍も御難義の折とのひ三好がや一糸
理明らなればや請よ申せれんとまれば晴元入道と
捨殺めそんことさげが不敏りあや一ぬいのうぐ何とも
仰いごまごばりつるは入道將軍の御前よ出て某志む
忠志を以て合戦と企つるとの共微運りて勝とを得
今ま三好がや請処ひとくまそれぐとて以て仇とに某
退出せらるふ於て殿中無事よ屬一長慶う限の散
べー既よ出家遁世の身之雲水よ申らるて世を安
經んこと元よりの所願ありと云く營中をまざれ出しかハ

三好もそとやう軍兵を引拂ひ常の装束よく出仕
々るふより將軍御所へ還御せらるる
晴元入道芥川よく病死しその子六郎昭元織田殿の
婿となり右京大夫と云後よ信意と改め又信吉と
改むその子を肥後守頼元といひ奥州よ下向
將軍も外よ援け奉る人もあけとバをのづから長慶が
計あまのよなるせられ終よ管領代とあなふかそハ
松永うらうらと一との空しくなるれもねがは結句將軍と
三好と我らあそひよろしくあせらるてハ松永が本意と
遂んあとかうしきれども長慶ハ近年多病もあり川
より存命い程もあるは長慶死しつらんのもは謀を

廻らさかるとありお処り長慶の嫡男筑前守義長弱年
あがく父祖の武畧を受継ぐ並くあしぬ人とあり是すこ
わやけうと肺肝を碎きうす

永祿四年長慶今年四十歳多病みて居城河内讚良郡

飯森山に住以京都より七里許もある

如何あしめて義長をのぞき外は家督を立ぞんハ我事成就

をなすうらげとありひ定めける処は永祿四年正月廿三日

三好筑前守義長上洛すこれハ將軍家より御目見あせん

為あり

義長始義興と云今年廿歳あり上洛して山城國葛野郡

梅津の里乃長福寺を旅宿とに

同日廿四日義長出仕しこれハ將軍家御賞翫のあり

御相伴衆の列に召加えきをぬひかつ京都に逗留して

政道を執行すべき由と仰出されり

御相伴衆とのりる山名一色赤松土岐六角京極武田

上杉細川斯波畠山の一族等あり

その年二月朔日義長出仕しこれハ將軍家御紋を賜ひ

たるは松永彈正少弼もあし御紋を拜領してり

御紋と桐の頭の紋なりこれより三好松永の家にて

桐の頭乃紋を用ゆることを御免ありし

久秀義長とそめて將軍家を私第に招請し奉らん

ことをそとけるは三好が家より先蹤あけれも御相伴衆の

亭へ御成り常のつられば義長出仕して来る三月三日
曲水の宴あり我らへ一獻を勧め奉らんと願ひ奉る
由言上ありけるふ將軍家も今やど細川が被管より
三好が亭へなる勢らんと如何とハおぼしめをも既
御相伴衆の列よとて入らぬ上ハとてあせらるべき旨を
仰出されり

御相伴衆の亭へ御成の事ハ正月元日管領の亭院飯
の御成のち二日ハ御相伴衆の内にて土岐の亭三日ハ
同く六角京極の亭へ一年とてあせられ七七日ハ
赤松の亭十五日ハ山名の亭と差定て成せり
但將軍家譜に二月廿三日義長鹿苑寺に遊びけり時

將軍家酒肴を以てなすをらるる由同朋縁阿彌
告けるふより義長御所へ参上し酒宴を催しそのち
義長新に第宅を立賣町の北木下の地は築き假屋平張
を構へ列ねて以て渡御を請ふあり立賣の北木下の
地といふ今上立賣の北裏のつど乃北はあり木下町
といふ將軍家武衛陣乃御所あり十五町餘も北あり
それのち三月に入ると伊勢加賀守を御使と河内の
飯森へ下され修理大夫長慶を定められけるふより廿六日
長慶上洛し御紋拜領から義長の宅へ渡御の御禮を
申けりあれら此事もて免定めりし三月三日
延引して同月晦日ふならせり

將軍家譜は三月晦日渡御の式をのぞ御立烏帽子
 檜皮色の直垂御袴もろ塗輿よめ勢られ路次の
 警言固過と乃箒とをかど御太刀ハ細川右馬頭藤賢
 これを持大館左衛門佐細川中務大輔上野民部大輔松永
 彈正少弼伊勢左京亮伊勢十郎伊勢守万阿彌供奉
 一けり三好筑前守義長ハ冠木門の外へ出て畏て
 迎え奉とハ細川氏綱三好長慶ハ縁の下は伺候そ
 既あして將軍奥の間へ入御ありて式の三獻を奉り
 義長御太刀を獻ト御馬を御覽ト終る後氏綱と
 長慶打連座敷へ入將軍家中央の上座御相伴衆ハ
 南方廣橋大納言國光高倉宰相永相細川氏綱三好

長慶あり北方ハ勸修寺中納言晴秀飛鳥井中納言
 雅教亭主義長ハ初獻ト太刀鎧弓矢腹卷馬その外
 小袖段子若干と進上そのうち氏綱長慶松永彈正
 三好日向守義興同下野守政康同弓助同帶力左衛門
 各進物あり今日の宴十七獻及ぶその第四獻より
 御簾と揚られ猿樂十四番あり纏頭の鳥目
 一万匹あると我々又繪本は曲水の宴を催され詩歌の
 御遊ありし由成りつりささくを他は徴ありハ
 これを削る

將軍家もこの外は悦びをるひ薄暮は及び還御
 中へはしけるより義長御送りのためは出仕し

夜よ入る館へかへりかば松永よき時節と思ひ酒よ
 毒を漬し是を勧めかども終日の饗應ふ心神
 疲ゆしとて一獻も及ぶ帳内よ入る休息に松永
 の支度相違しゆを安うけおひつらんと待
 りどよ永祿六年八月廿四日夜中より義長腹痛あきりふ
 堪かへりとして在京の良醫を撰く服薬するといども
 その驗あく翌日廿五日のあけ身體惱亂し終りその
 日此夕方死去しけり是を松永の所業あきりと知人
 あれども久秀の威おそむて實は云人なり然るに
 父長慶大に驚き急ぎ上洛しその後を詮議あき
 としども更は其實を知りあかた悲歎りしなり

ちるる長慶他は男子あけせば如何せんや評定
 なしけるは松永彈正も長慶の第十河民部大輔殿の子息
 と御養ひ有る家督とあり玉ふ外あるべしと勧め
 けはより長慶もかひく左様ものやとおひ居りし
 処あるは尤ありと同心し則十河が長子義繼を養て
 家督もたてやうに筑前守り任し義長の勤とそのあ
 相續ありてはかりしものちハ松永が威權より日比ふ
 倍し氣隨のことも多しれども義繼はれを制するに
 かなる長慶も年來の病病身とせめおのの上りとの
 づびち別して大切ありけるとして永祿七年七月上旬ふ
 一族家人とあつて免遺言なりけるは家督義繼年猶

日向守義興下野守政康岩成主税助三人して後見
まをす政道ハ只今迄の如く松永彈正執行ひ義繼を
補佐す一と申あき同月四日終よそらなくありまを
行年四十三歳

紫野大徳寺聚光院より眠室進公の塔と云ハ長慶の
塔あり又泉州堺の龍興山南宗寺ハ長慶建立乃
寺々のま

かゝるのちハ三人衆互ハ權と争ひ家督筑前守義繼ハ
たゞその位を守りてまをす松永が計らひあり
けるを三人衆まをすあれを忌嫉く心中常ハ不平形り
はあまや將軍をかろんと失禮りり度ふ及びり

將軍家も長慶義長の昔を思召出させぬ乃あり
松永が振舞を怒りあまの勢をいとど征伐なり
かゝる御勢もあまの勢をいとど征伐なり
かゝる御目を側めさせぬと多かりやれハは
松永と御中睦まどくらむ三人衆ともまをす和らざる
かゝる所ハ阿波の御所義維ともハ前將軍義澄の御子
まをす萬松院義晴公の御弟あり阿波を元來三好と親
國ありされバ三好を頼まひ上洛を企てられ
障多し上洛を企てられ
いづれも上洛ハ本意を遂げやとねめられ三人
衆を馳走限り形り三人衆もまをす將軍を廢し奉り

阿波の御所を取立よのらせむとありひ付まつ松永
 此事如何あるべきと相談しけるふ久秀中ける將軍家
 某と惡よをもむと大形ありてその上三人衆とも此程
 る疎遠しむとありしゆをかくて何程忠節を盡しむ
 とも將軍善とありしゆをかくて身々の仇とありし
 るありしゆ後時人よ制をらるると云ふそそや
 阿波の御所と守立く當家繁昌の基を開くべし
 阿波乃御所といふも足利の血統よて將軍家とハ從弟
 の續きにやゆゆゆ將軍宣下何の子細うひべき三好
 一家に存亡但此一舉ありと勸めしむ三人衆尤と
 一同し即阿州よる上洛よるはむと様と別の使を

以て答りそのうち合戦の用意頗ありければし將軍
 家も聞食れ密に彼輩を追討あるべき旨便宜の等ふ
 仰合されり由三好方へ漏聞しむバ永祿八年五月松永
 將軍家より清水詣を勸め奉り此方ハ路次の警固の爲
 小人數を集むる由披露せば怪しと思召ともあるは
 將軍ハ御參詣のことの爲バ女中供奉よてしむるべし
 その処へ押寄無二無三よ切立金と支度して同十九日乃
 夜半よ松永日向守同主水助ひそりし御所を圍むる
 東の手よ三好修理大夫義繼四百五十餘騎三本木東洞院
 小本陣と立南よ烏丸春日表松永彈正少弼久秀室町の
 大門大手口八十河一存五百餘騎よてありし西大路ハ

三好笑岩齋三百五十騎腹帶地藏堂と後、あて陣を取
北を烏丸櫻馬場ハ岩成主税助六百餘騎、そ押寄、あち
四方より亂入、関と噓と揚、り、かバ將軍、ち此項の事
あ、それ、と、思召、勿々騒、を、御氣色、あ、

五月雨、露、涙、う、と、と、名、と、あげ、雲、乃、上、迄

と詠、そ、御打物、と、と、馳、出、給、一、色
淡路守、同、又、三、郎、有、馬、源、太、郎、上、野、兵、部、少、輔、結、城、主、膳
高野伊豫守、彦部雅樂頭、晴直、高木左近大夫、小林左京亮
川端左近大夫、畠山九郎大館、岩千代、あ、と、前、後、立、
よ、く、戦、ひ、上、將、軍、ハ、力、量、も、強、く、太、刀、打、も、勝、と、あ、ひ、
ち、と、御、手、の、下、に、討、つ、る、の、多、かり、け、り、され、ど、も、三、好

方、を、目、よ、あ、ま、は、大、勢、あ、り、た、れ、ハ、入、替、く、責、け、る、と、
近侍の面、く、過、半、討、れ、川、も、ど、も、將、軍、ハ、勢、猛、く、切、
廻、ら、を、と、と、三、好、が、郎、等、池、田、丹、後、妻、戸、の、蔭、よ、か、れ、
居、く、御、足、難、く、倒、る、上、に、障、子、を、押、掛、御、上、より、鎗、を、
め、つ、く、突、通、一、奉、る、拵、の、時、あ、ぎ、や、殿、中、より、火、燃、い、て、
黒、煙、あ、き、あ、び、さ、け、る、ち、と、み、これ、と、さ、けん、と、池、田、が、
眼、を、障、子、の、骨、よ、突、ぬ、れ、途、方、を、失、ひ、御、印、を、揚、る、と、を、
得、が、は、の、ち、ら、び、同、煙、と、焼、死、る、あ、そ、あ、き、な、れ、
將、軍、御、年、卅、歳

六月七日、左大臣、從一位、を、贈、ら、せ、ら、れ、光、源、院、融、山、
道、圓、大、居士、と、ち、に、御、墓、を、相、國、寺、光、源、院、あり

御母公慶壽院明室昌公大禪定尼と申ハ近衛關白政家公
の姫君ありけるが焚上る炎の中へ飛入をるまじく空しく
ありけるふあ、今日も如何ある悪日よかありけん足利
十二代の繁昌たゞ一片乃煙と立のちりけるあそそそそ
と

重修真書太閤記二編卷之二十三終

